

京都市告示第 340号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年12月14日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
桂緯220号線	西京区桂長町16番地の41地先から 同町16番地の28地先まで	旧	メートル 24.20	メートル 5.95
		新	24.20	5.83 ~ 6.01
大枝15号線	西京区大枝西長町2番地の229地先から 同町2番地の347地先まで	旧	27.10	4.90 ~ 5.20
		新	27.10	4.50 ~ 6.03

(建設局土木管理部道路明示課)